

道央廃棄物処理組合職員被服貸与規則

(平成26年4月22日規則第19号)

(趣旨)

第1条 この規則は、職務の執行上被服を必要とする道央廃棄物処理組合職員（以下「職員」という。）に対する被服の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与)

第2条 被服は、別表に定める貸与品目を貸与する。

(貸与の時期)

第3条 新たに職員となった者に対する被服の貸与は、その都度行う。

(保存の義務)

第4条 被服の貸与を受けた者は、当該被服を常に清潔に保つとともにその補修は、自己の負担において行うものとする。ただし、当該職員の責めに帰すことができない理由によって生じた損傷については、この限りでない。

(転貸又は処分の禁止)

第5条 貸与を受けた被服は、他人に使用させ、又は処分してはならない。

(返納)

第6条 被服の貸与を受けた者が職員でなくなったときは、その者（死亡の場合にあっては、その遺族）が、当該被服を速やかに所属長を経て管理者に返納しなければならない。

(亡失又はき損の届出)

第7条 被服の貸与を受けた者は、当該被服を亡失し、又はき損したときは、貸与被服亡失き損届（別記様式）を速やかに所属長を経て管理者に届け出なければならない。

2 所属長は、前項の届出を受けたときは、その事実を調査し、意見を付して管理者に提出するものとする。

(再貸与)

第8条 管理者は、貸与を受けた被服の亡失又はき損の理由が当該貸与を受け

た職員の責めに帰することのできない理由その他やむを得ないと認められる場合には、当該職員に対し、さらに被服を貸与することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

貸 与 品 目	数 量
作業服（上・下）	各1（着）
防寒服（上）	1（着）
ゴム長靴	1（足）
ヘルメット	1（個）

貸与被服亡失き損届

年 月 日

道央廃棄物処理組合管理者 様

職氏名 ⑩

年 月 日貸与を受けた被服を次のとおり亡失（き損）しましたので届け出ます。

亡失（き損） した品名	
亡失（き損） した年月日	
亡失（き損） の原因及び理由	